

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

出入業者からもらった中元・歳暮

Q：私は建設会社の課長をしています。この度、私個人に対して出入業者などからお中元という名目で総額50万円の贈与を受けました。このような金品は課税されるのでしょうか。

A：個人や法人から香典や見舞金などとして支給を受けた金額が、受贈者の社会的地位や贈与者と受贈者の関係から考えて社会通念上、相当であると認められる場合には、受贈者において所得税や贈与税は課税されません。

個人や法人から受け取る金品のうち、お祝い物や年末年始の贈答品などについても、社交上の必要によるもので、社会通念上相当であると認められるものについては、上記の場合と同様に所得税や贈与税が課税されません。

しかし、出入業者や系列会社から贈与される金品については、受け取る者の地位や職務に密接な関係があり、社交儀礼的な中元や歳暮とは性質が異なるため、もらった人にとってそれらの金品は、贈与税や所得税の課税対象となります。個人からの贈与については、もらった人に贈与税が課税されます。法人からの贈与は、通常一時所得に該当しますが、業務に関して受け取るもの及び継続的に受け取るものについては、一時所得ではなく雑所得に該当し、もらった人に所得税が課税されます。

ご相談の場合、もらった金品は、出入業者が個人の場合には贈与税の、出入業者が法人の場合には一時所得又は雑所得として所得税の課税対象となります。ご参考にして下さい。

